

## 一者応札・応募に係る改善方策について

平成21年6月  
国立環境研究所

独立行政法人の契約については、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）において、国における取組を踏まえ、原則として一般競争入札等（企画競争・公募を含む）によることとされ、その導入・範囲拡大を図り、一般競争入札等による場合であっても、真に競争性、透明性が確保される方法により実施することとされています。

また、「平成19年度における環境省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果（契約の適正化に係るもの）について」（平成21年1月7日政委第1号）において、1者応札率が高い法人については、法人の業務を勘案した上で、一般競争入札において制限的な応札条件が設定されていないかなど、競争性・透明性の確保の観点からより厳格な検証を行い、必要に応じ、改善方策の検討を行う、などの意見書が出されています。

以上のような経緯も踏まえ、下記のとおり、一者応札・応募に対する改善策を取りまとめたので公表いたします。

### 記

#### 1. 競争参加資格要件の一層の緩和・改善

総合評価落札方式による入札や企画競争においては、提案書において事業者の能力等を評価できるため、引き続き過去の業務実績等の競争参加資格の要件を設けないこととする。

また、最低価格落札方式による入札については、競争参加資格を設定することはやむを得ない場合もあると考えられるが、研究開発型独立行政法人の業務の特殊性に留意しつつ、業務の履行を担保する観点から見て合理的かつ最低限のものとする（入札に参加可能な事業者を複数確保できるものとする）、客観的に参加要件をクリアしているかどうか判断できる設定とすること、とする。

2. 仕様書における業務内容の具体化・明確化等

事業者において適正な入札価格を算出可能なよう、また、業務に必要な執行体制を確保できるよう、仕様書に記載する業務内容についてはできる限り具体化・明確化することとする。

また、業務内容に関する文献・報告書等を示し、必要に応じて入札説明会を開催し、入札に参加しやすい環境を整備することとする。

3. 業務期間・発注時期の改善

事業者が時間的余裕を持って業務を行うことができるよう、業務期間をできる限り長く確保するとともに、発注時期については、年度末に履行期限が集中しないよう複数年度をまたぐことが可能な業務については積極的に複数年度契約を検討し、事業者が計画的かつ継続的に業務が出来るようにすることとする。

4. 公告期間の延長

一般競争入札による場合には、原則公告から20日間以上後に入札を行うよう昨年より運用を行っているところである。事業者に対し、提案書・企画書作成や入札価格の算出に十分な検討期間を与えるため、引き続き、公告期間を20日間以上（総合評価落札方式、企画競争にあつては30日間以上）に延長する措置を講ずることとする。

5. 入札説明書のホームページへの掲載

現在、入札公告情報はホームページに掲載しているが、入札説明書等については、当研究所での配布を原則としているため、事業者にとっては非常に手間となっている。

このため、入札公告と併せて、入札説明書等についてもホームページに掲載することとする。

6. その他

「独立行政法人国立環境研究所契約審査委員会」において、一者応札・応募となった事案について、必要に応じて、原因分析・改善策を検討することとする。

以上